

週休 2 日工事の試行に係る特記仕様書

本工事は、週休2日で実施するものとする。

実施については、下北山村「週休2日工事」実施要領(令和8年8月1日)により行うものとする。

(実施内容)

週休2日試行の対象工事において、週休2日の実施内容は以下のとおりとする。

(1) 受注者は、工事着手日までに週休2日を考慮した工程を検討し、その工程について発注者と協議を行うものとし、協議結果に基づき週休2日の実施の旨を施工計画書に記載するものとする。

(2) 受注者は、週休2日の取得計画が確認できる休日取得計画書(別紙2)(月単位を原則とする。以下「計画書」という。)を作成し、当初の月は工事着手日までに、それ以降は翌月の作業開始前までに監督職員に提出し確認を受けるものとする。

計画書では、対象期間内の土曜日・日曜日はすべて休日とすることを原則とする。

(3) 受注者は前号で定めた計画書に対する休日取得実績書(別紙3)(以下「実績書」という。)を計画対象月の翌月に速やかに(土曜日及び日曜日並びに祝日を除く)発注者に提出し確認を受けるものとする。

受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土曜日・日曜日はすべて休日となるように務めるものとする。

(4) 受注者は工事中、現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に、週休2日試行の対象工事である旨を明示するものとする。

(5) 受注者は、工事完成図書において次に掲げる書類を提示し、監督職員の確認を受けるものとする。

・工事現場において週休2日試行の対象工事である旨を明示したことがわかる写真等